

中国大学バスケットボール連盟 規約

第1章 名称

本連盟は中国大学バスケットボール連盟と称し、その事務局を広島県安芸郡坂町平成ヶ浜 3-3-20 広島文化学園大学内に置く。

第2章 目的

本連盟は、中国地方の全日本大学バスケットボール連盟に加盟している大学バスケットボール部を統括し、大学相互の親睦を図るとともに技術の向上と学生バスケットボールの健全な普及発展を目的とする。

第3章 組織

- 1) 本連盟は、全日本大学バスケットボール連盟に所属する。
- 2) 本連盟は、中国地区の国立・公立・私立大学、短期大学バスケットボール部において第2章の目的に賛同し、本連盟に加盟する大学をもって組織する。
- 3) 本連盟に加盟する大学チーム所在地は、当該大学の本部所在地とする。

第4章 事業

本連盟は、第2章の目的を達成するために次の事業を行う。

1) 事業内容

①競技会 ②懇親会 ③講習会 ④その他本連盟の目的を達成するのに必要な事業

2) 事業年度

本連盟の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

3) 加盟大学の義務

加盟大学は本連盟の全事業に参加しなければならない。大会への傘下については、本連盟が主催する大会を最優先しなければならない。但し、正当な理由がある場合はこの限りではない。

第5章 役員及び学生役員

- 1) 本連盟には次の役員及び学生役員をおく。本連盟には名誉会長・名誉顧問を置くことができる。

「役員」

①会長 ②副会長 ③顧問 ④参与 ⑤理事長 ⑥副理事長 ⑦理事 ⑧監事 ⑨代表者

「学生役員」

①委員長 ②副委員長 ③代表委員 ④委員

- 2) 任務

「役員」

- ①会長は本連盟を代表する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
- ③顧問・参与は本連盟に重要な事項がある場合、会長の諮問に応ずるものとする。
- ④理事長は理事会を代表し、本連盟の事業を総括する。
- ⑤副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある場合はその職務を代行する。
- ⑥理事は、本連盟の事業の企画・運営を遂行する。
- ⑦理事は本連盟の事業に対し、検討・具申を行う。
- ⑧代表者は役員を選出・推薦・承認を行う。

⑨監事は本連盟の会計を監査する。

「学生役員」

①委員長（学生）は理事長を補佐する。

②委員長（学生）は委員会を代表し、学生の全体委員会を招集して、その議長となり、本連盟の運営及び事業を統括する。

③副委員長（学生）は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務を代行する。

④委員長（学生）、副委員長（学生）、代表委員（学生）は本連盟の業務を遂行する。

⑤委員（学生）は委員長（学生）の下で全体委員会を組織し、必要とされる事項について決議し、その決議を理事会に付託する。さらに委員長（学生）の養成によって本連盟の業務も遂行する。

3) 任期

役員 任期は2年とする。

学生役員 任期は1年とする。

4) 選出

役員及び学生役員の選出は以下の順序で行う。

「役員」

①代表者は、加盟大学のバスケットボール部責任者（大学関係者）、もしくはその責任者が代理として推薦する者とする。

②会長は総会が選出する。

③理事長は、総会で代表者の互選により選出し、会長が委嘱する。

④副会長、顧問、参与は総会が推薦し、会長が委嘱する。

⑤副理事長は、理事長が推薦し、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

⑥理事・監事は、理事長が推薦し、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

⑦代表者の他に、本連盟の企画・運営に必要な理事（推薦理事）を理事長に推薦できる。推薦理事は総会の承認を得て、会長が委嘱する。

「学生役員」

①委員（学生）は、加盟大学より原則として1名選出する。

②委員長（学生）は代表委員会で委員の互選により選出し、理事会で承認を得る。

③副委員長（学生）は委員長の推薦により選出し、全体委員会で承認を得る。

④代表委員は委員長が推薦し、全体委員会の承認を得て委員長が委嘱する。

第6章 会議

1) 本連盟には次の通り会議をおく。

①総会 ②理事会 ③代表委員会（学生） ④その他必要なる会合

2) 会議に関する規定は次の通りとする。

①会議開催の通知は緊急の場合を除き2週間前に行う。

②会議は構成員の半数以上の出席をもって成立する。委任状は出席数として認められる。

③会議の議決は出席者（委任状は除く）の過半数をもって決定する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

3) 総会

①役員選出を伴う総会は、代表者によって構成する。

②役員選出を伴う総会は前年度の理事長が招集し、会長・理事長の選出、副会長・顧問・参与の推薦、副理事長・理事及び監事の承認を行う。

③役員選出を伴わない総会は、会長・副会長及び代表者で構成する。

④代表者の2分の1の賛同がある場合、理事長は会を招集することができる。

4) 理事会

①理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事及び監事をもって構成する。

②理事会は理事長が招集し、次の事項について審議決定する。

- (1) 新加入、脱退に関する事項
- (2) 競技会に関する事項
- (3) 年間の予算と決算に関する事項
- (4) 加盟大学に関する事項
- (5) 規約、細則の改正及び補足に関する事項
- (6) 会長、理事長が必要と認めた事項

5) 代表委員会（学生）

①代表委員会（学生）は、委員長（学生）・副委員長（学生）・代表委員（学生）をもって組織する。

②代表委員会（学生）は必要に応じて委員長（学生）が召集し、主としてリーグ戦の運営の業務を行う。

第7章 加盟、脱退および活動休止

1) 加盟

本連盟に加盟を希望する場合は必要とされる事項が記入された書類を作成しその書類を添えて、理事長宛に申し込み、理事会の承認を得なければならない。

2) 脱退

本連盟より脱退を希望する加盟大学は、理事長宛に連盟脱退届けを提出し、理事会の承認を得て脱退することができる。

3) 活動休止

本連盟に加盟しながら、やむを得ない事情によりその年度の全ての連盟の活動に参加できない大学は、活動休止届けを理事長宛に提出し、理事会の承認を得てその年度の活動を休止することができる。

（第7章の、1の加盟、3の活動休止については細則を設ける。）

第8章 登録

1) 方法

①本連盟へのチーム登録は加盟大学、1大学について1チームとする。

②加盟大学は、その所在地の各都道府県協会を通じて公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、(公財)日本バスケットボール協会とする）に加盟登録し、合わせてその所属選手について登録料を添えて個人登録しなければならない。

③毎年加盟のときに必要とされる事項及び外国人学生については最初の選手登録の際、所属大学の責任者の証明書（在学証明書）及び競技歴を添付する。

④登録用紙は本連盟の指定したものとする。

⑤登録名簿に記載のない者は本連盟に関する競技会に出場することはできない。

⑥加盟大学は登録選手が部を辞めたり、他大学に移動した場合、あるいは新しく選手が入部した場合には登録抹消届け、あるいは選手追加登録届けを委員長（学生）に提出しなければならない。

2) 期間

チーム登録の期間は原則として4月末日とし、期日は委員長（学生）が決定する。この時期を遅れてチーム登録をする際は理事長の証人を必要とする。選手の追加登録は何時でも可能だが、委員長（学生）が定めた期日まで

に行わないと大会には参加できない。

(第8章の、1方法③外国人学生の登録については細則を設ける。)

第9章 競技会及び競技資格

本連盟は次の競技会を行う。

1) 競技会

- ①中国大学バスケットボール選手権春季優勝大会
- ②中国大学バスケットボール新人大会
- ③全日本大学バスケットボール選手権大会中国地区予選会
- ④その他の競技会

2) 競技資格

本連盟に加盟する大学の在学学生で、本連盟競技者名簿に登録しており、所在地の各都道府県協会を通じて(公財)日本バスケットボール協会にその登録料を添えて個人登録を済ませた者に限り、競技者として資格を持つ。但し、次の場合は出場資格を得られない。

- ①本連盟から資格を停止又は剥奪された者。
- ②停止処分を受けて未だ処分の解除をされていない者。
- ③聴講生(科目等履修生を含む)、研修生、通信教育生、専攻科学生、大学院生、学士入学生、短期留学生、交換留学生、語学研修生。※学士入学生とはすでに海外・国内の大学を学士卒業し1年次より入学する者
- ④選手登録が次の回数を超える者。
 - (1) 短期大学の学生については、2年制の場合は2回、3年制の場合は3回。
 - (2) 大学の学生については、4回。

但し、学士課程が6年間の学部の学生については6回。

競技者の資格に疑いが生じた場合は理事会に於いて審議する。

第10章 会計

- ①本連盟の会計年度は事業年度と同じものとする。
- ②本連盟の運営は、大会費およびその他の収入をもってこれにあてる。
- ③本連盟の加盟大学は毎年4月末日までに(公財)日本バスケットボール協会への登録及び加盟・登録費の納入を済ませなければならない。
- ④諸費用はこれを返還しない。

第11章 罰則

本連盟の規則及び附則、細則に反する加盟大学は理事会の決議によって除名又はその他の処分をする。

第12章 附則

- 1) その他の理事会決定の通達事項は本規約に準ずるものとする。
- 2) 本連盟の規約は理事会の決議を経て改正及び補足を行う。
- 3) 本連盟の施行に関し、必要となる事項には細則を定める。
- 4) 細則の改廃も理事会の決議によって行う。
- 5) 本連盟の規約は1998年5月2日から改正施行する。
- 6) 1998年10月16日改正、同日より施行。
- 7) 1999年5月1日改正、同日より施行。

- 8) 1999年10月14日改正、同日より施行。
- 9) 2000年5月3日改正、同日より施行。
- 10) 2000年10月19日改正、同日より施行。
- 11) 2001年5月3日改正、同日より施行。
- 12) 2001年10月25日改正、同日より施行。
- 13) 2002年5月2日改正、同日より施行。
- 14) 2002年10月17日改正、同日より施行。
- 15) 2003年5月1日改正、同日より施行。
- 16) 2003年10月16日改正、同日より施行。
- 17) 2004年5月1日改正、同日より施行。
- 18) 2004年10月14日改正、同日より施行。
- 19) 2005年5月2日改正、同日より施行。
- 20) 2005年10月13日改正、同日より施行。
- 21) 2006年5月3日改正、同日より施行。
- 22) 2006年10月19日改正、同日より施行。
- 23) 2007年5月3日改正、同日より施行。
- 24) 2007年10月18日改正、同日より施行。
- 25) 2008年5月1日改正、同日より施行。
- 26) 2018年10月30日理事会にて改定、10月30日より施行する。